

地方自治体の基幹業務システムの 統一・標準化に係る取組状況について

2023年3月

デジタル庁

標準仕様の改定に関する基本的な考え方

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

<基本的な考え方（案）>

- ① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの**適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。**ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。
ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、**見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。**
（例 前期分：8月31日、後期分：1月31日）
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

出典：地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（第2回）
資料3「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」より

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

- 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

<2022年度における取扱い（案）>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。（デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。）
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、**2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。**

— 実装類型の点検について

実装類型の点検の概要

- 令和4年8月末までに、20業務全ての標準仕様書が作成・公表されたところ、機能要件については、複数のベンダから、実装必須機能が過大過剰になっているのではないか、との意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されるなど、開発等の本格化に当たり、実装類型の点検が喫緊の課題となった。
- この課題を踏まえ、令和7年度までの円滑な移行に向けたベンダの機能開発範囲の最適化や、システム提供価格の低減等を実現するため、実装必須機能から標準オプション機能への見直しに向けた、実装類型の点検を実施。
- 具体的には、デジタル庁においてベンダへのアンケート調査などを実施。その結果を踏まえて、各業務の機能要件のうち実装必須機能について、可能なものは、標準オプション機能へ修正する検討を行う。

【実装類型に関するアンケート調査】

調査対象：自治体の基幹業務システム関連ベンダ（APPLIC経由で依頼）

調査期間：11月8日～11月30日

調査内容：20業務の実装必須機能について、主に以下の観点から点検するべく、意見照会を実施

見直しの対象とする観点	説明
便利機能	BPRを除き、特に一定規模以上の自治体に必要な職員の利便性のための機能で、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
その他の機能要件により充足する機能	その他の機能要件により充足する内容を多重に規定している場合、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの
過剰機能	当該機能を利用する自治体が少ない等、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられるもの

実装類型に係るベンダ調査等の結果と見直しの考え方

【実装類型に関するアンケート調査の結果概要】（速報値）

回答ベンダ数：各業務ごとに、1～16ベンダから回答

意見のあった機能ID数：2,847（うち同一機能IDについて各業務の過半数又は4社以上から意見のあった機能ID数：294）

【実装類型の見直しの考え方】

- 標準仕様書の実装類型については、各業務の標準化検討会における構成員（自治体、ベンダ等）の検討を踏まえ、全国意見照会を経て定められたもの。
- また、自治体からは「標準オプション機能とした場合、実装するかしないかはベンダの任意となるため、同機能が実装されたシステムが提供されない可能性があるのではないか」といった懸念等があった。
- 2025年度（令和7年度）までの標準準拠システムへの移行を目指し、システム開発が本格化する中、デジタル庁において現に機能開発等を行うベンダと意見交換したところ、ほとんど全てのベンダから「標準オプション機能については、既存顧客である自治体が必要とする場合、標準準拠システムの機能として実装する方針」と聞いているところ。
- これらのことを踏まえ、各業務や横並び調整方針等において政策的に推進するための機能を除き、原則として、アンケート調査の結果を踏まえたデジタル庁の修正案を標準仕様書に反映することとし、デジタル庁は関係府省と調整を行う。

実装類型の点検に係るスケジュール

- 点検の結果、厚労省所管の業務については全体で116件の見直し案に対して、108件の見直し可。見直し不可と制度所管省が判断した機能については実装必須とする。
- 点検結果について、関係府省と連携し、令和4年度内を目途に各業務の標準仕様書への反映を実施。

		令和4年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン							標準仕様書及びデータ要件・連携要件の改定 (年度内)
デジタル庁	見直し案作成 データ要件・連携要件改定		ベンダアンケートなど調査を実施	実装必須機能見直し案の作成	各制度所管府省の検討支援	データ要件・連携要件への反映	
各制度所管府省	見直し案確認・精査 標準仕様書の改定				見直し案確認、検討会等	標準仕様書への反映	

指定都市における課題の検討について

指定都市における標準化の課題とその検討状況等

- 指定都市における標準化の課題の解決に向けて、「標準仕様の指定都市における課題等検討会」を開催し、**標準化対象の全20業務の機能要件**について、デジタル庁と指定都市20市（情報政策担当課、各業務担当課）が協力し、点検作業を実施。
- 各業務の標準仕様書に対する直近の意見（20業務合計で11,300件）を分類。
 - A 指定都市の制度上、標準仕様に固有の規定が必要なもの**（例：行政区や設置機関の取扱いなど）
 - B 人口、処理件数の多い団体にとって規定が必要なもの**（例：大量一括処理や過誤防止機能など）
 については、指定都市要件の候補として、複数市が同意見のものを抽出するなど、更に精査を実施。

分類	意見数 ※A+B合計 3,276件
A. 指定都市の制度上、個別の規定が必要なもの →「実装必須機能」の方向で検討	697件
B. 人口、処理件数の多い団体にとって必要なもの →「標準オプション機能」の方向で検討	2,579件
※ C. その他、指定都市に限らない意見や要望等 →今後の取組や検討の中で反映するべく、各府省とも共有	8,024件

- 最終的に、今般とりまとめる指定都市要件に準拠したパッケージ（標準準拠システム）を各ベンダが開発し、各市が実際に移行することが必要。

⇒実現性のある指定都市要件の標準仕様として成案をまとめるべく、以下の点から精査。

- ・**パッケージ化の条件と思われる過半数等、複数市が同意見のものを抽出し、素案としてとりまとめ**（標準化の趣旨を踏まえ、個別意見＝個別開発は避ける）。
- ・**ベンダに対し、2025年度までの移行を念頭に置いた実装の可否を確認し、実現性のある仕様として更に精査。**

指定都市における標準化の課題とその検討状況等

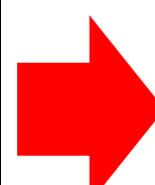
- ベンダにおけるパッケージ化の検討の俎上に乗り得る観点から、**「過半数（11市）以上からの同意を得ている意見」**については、デジタル庁において、各業務の標準仕様書に追加すべき指定都市要件の**「素案」**としてとりまとめ。
- 素案は各指定都市も確認し、**素案に含まれていないが、指定都市要件として追加すべき意見**がある場合、**「過半数（11市）又は複数市（※）以上からの同意」**を得るとともに、**指定都市側で機能要件案等**をとりまとめ、**期日までにデジタル庁に提出**。デジタル庁は、素案と同様に、各ベンダに提示し、実装可否について調整。
※実装必須機能のため、原則として過半数以上（分類Bについては標準オプション機能のため、少なくとも4市以上で必要性が特に高いとするもの）

分類	素案 ※11市以上が 同意見
A. 指定都市の制度上、個別の規定が必要なもの →「 実装必須機能 」の方向で検討	609件
B. 人口、処理件数の多い団体にとって必要なもの →「 標準オプション機能 」の方向で検討	2,281件
合計	2,890件



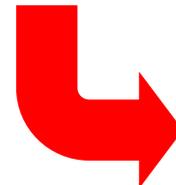
①ベンダに確認依頼

- ・2025年度までの移行を踏まえ、実装の可否について確認



②指定都市に確認依頼

- ・追加すべき意見がある場合、11市又は複数市（※）以上からの同意を得て、機能要件案をとりまとめてデジタル庁に提出



③ベンダに追加で確認依頼

- ・指定都市のとりまとめを踏まえ、実装の可否について確認

※素案にならなかった意見についても、関係府省やベンダと共有し、今後の取組や開発の参考とする。

・A又はBに分類、素案にならなかった意見の合計：386件
（うちA：88件 B：298件）

指定都市要件の素案の例

①**分類A 子ども・子育て支援システム** 機能要件名：契約－利用者負担額決定等

対応：**新規追加（実装必須機能）**

- 利用調整結果通知・利用者負担額決定通知・支給認定通知の電子公印を、各通知書を管理している行政区ごとに変更できること。

②**分類A 障害者福祉システム** 機能要件名：療育手帳－申請管理機能

対応：**類型変更（実装必須機能）**

- 検査情報のうち機微情報（特にIQに係る情報）については、指定都市が設置する行政区等の窓口ごとに、処理制御や利用情報を設定でき、設定に応じた各機能を利用できること。

③**分類B 後期高齢者医療システム** 機能要件名：保険料収納

対応：**新規追加（標準オプション機能）**

- 広域標準システムとの突合及び決算事務処理を行うため、指定日における「収納実績表（調定、収納、過誤納、還付、還付未済、欠損額）」が出力できること。

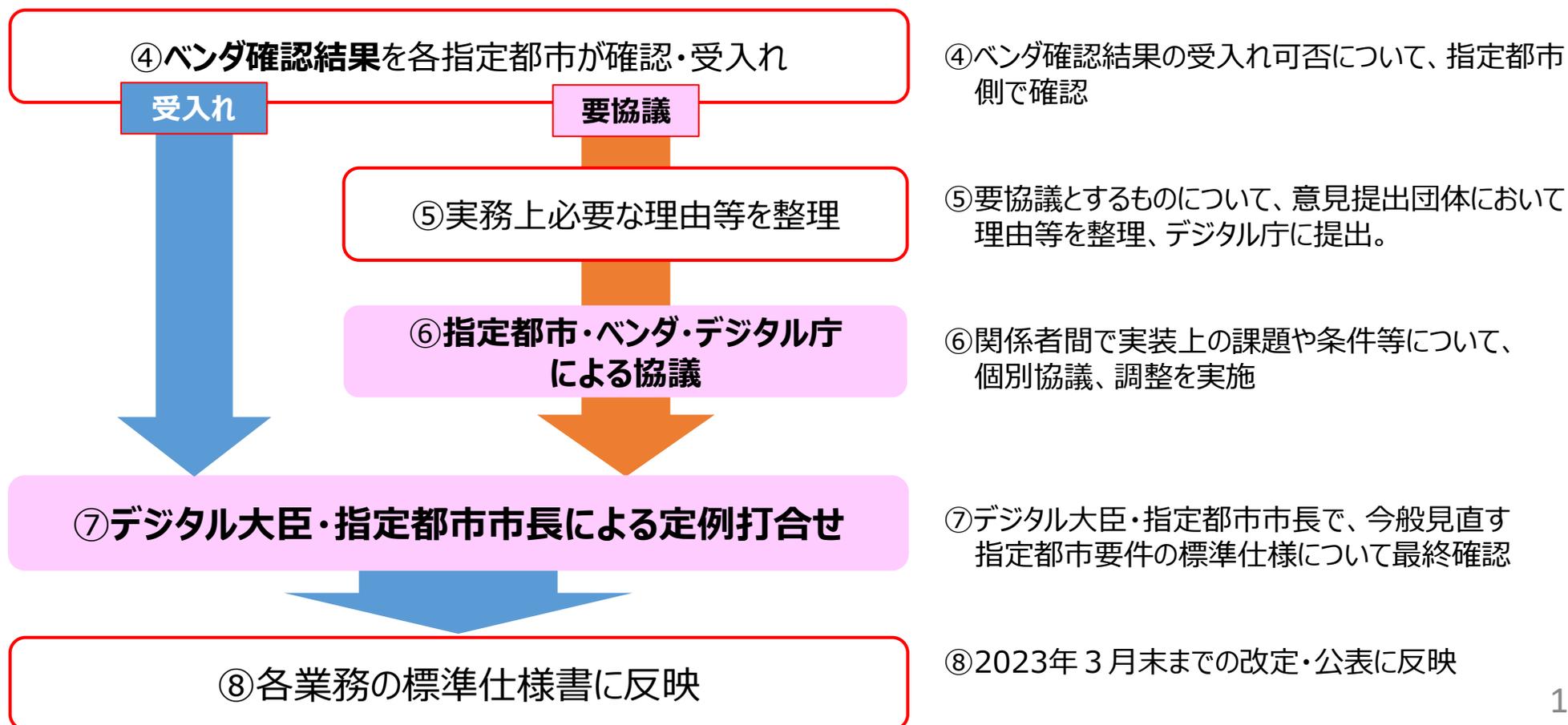
④**分類B 障害者福祉システム** 機能要件名：療育手帳－一覧管理機能

対応：**新規追加（標準オプション機能）**

- 事務効率のため、手帳交付者一覧を交付日・判定結果送付日・結果送付日を一括更新することができること。

指定都市における標準化の課題とその検討状況等

- **指定都市向けのシステム開発を行っているベンダ**等に対し、デジタル庁から素案を提示し、2025年度までの標準準拠システムへの移行を念頭に置いた実装の可否等についての確認や、指定都市・ベンダ・デジタル庁による協議を各業務で実施するなど、調整を実施。
- 最終的に、指定都市及びベンダの調整が整った成案をとりまとめ、デジタル庁から各制度所管府省に対して、各業務の標準仕様書に反映するよう依頼し、3月末までに反映後の標準仕様書を作成・公表する。



指定都市への受入確認案の概要（速報値）

- ベンダが確認した1,683件のうち、**2社以上のベンダが実装実績「有」かつ「実装可」とし、素案修正不要とした293件は、実現可能性及び競争環境確保が見込まれ、「仮成案」として成案化を最終確認。**
- **実装実績はあるものの、ベンダから条件等が付されている956件**については、**各条件を受入可能か確認。**
- **上記以外の434件**については、**過剰機能又は競争環境が確保できない可能性が高く、不採用でよいか確認。**

①実装実績の有無	②実装予定	③条件等	受入確認案（判定区分）	件数（構成率）
2社以上「有」	2社以上「実装可」	修正なし	仮成案	293件（17%）
		修正案あり	要協議Ⅰ（複数社実装可） ※修正案の受入可能か要確認	120件（7%）
1社のみ「有」	2社以上「実装可」又は「条件付き実装可」	条件を以下のとおり整理 ・提供時期：2026年度以降の実装予定 ・提供コスト：利用料金への反映	要協議Ⅱ（条件付き実装可） ※最も多い条件等について、受入可能か要確認	357件（21%）
		・修正案：修正案の受入れ等 ・その他条件：その他条件の受入れ等	要協議Ⅲ ※最も多い条件等について、受入可能か要確認	479件（28%）
上記以外（実装実績が全社なし、1社のみ「実装可」等）			不採用 ※不採用でよいか、標準オプション機能での成案化が必要か要確認	434件（26%）

指定都市における標準化の課題検討と今後のスケジュール

	2023年 1月	2023年 2月	2023年 3月	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
デジタル庁	指定都市 意見の集計	指定都市 要件 素案の作成	協議を 踏まえた 成案の作成	データ要件 連携要件の 作成・公表	標準準拠システムへの移行支援	
		素案・追加要件 ベンダ判定結果 を踏まえた 成案の作成			制度改正等への対応 (データ要件・連携要件、共通機能等)	
指定都市	全20業務 標準仕様書 への 意見の判定	指定都市 要件 素案の 確認	ベンダ 判定結果の 確認	指定都市 要件の 成案 決定	指定都市要件 を踏まえた データクレンジングや BPR等の 移行準備作業の実施	標準準拠システム への移行
		素案 追加要件の 整理・調整	指定都市 ベンダ デジタル庁 による協議			
ベンダ		素案の 実装可否等 の判定	追加要件の 実装可否等 の判定	成案の データ要件 連携要件 の確認	指定都市要件に 適合した 標準準拠システム の開発	
制度所管府省		指定都市要件 素案・追加要件・ベンダ判定結果と 標準仕様書との整合性等を確認		成案の 標準仕様書 への反映	標準準拠システムへの移行支援	制度改正等への対応 (標準仕様書)

標準仕様書間の横並び調整方針について

標準仕様書間の横並び調整方針の項目一覧（※下線部は改定検討中）

○ 今般、共通機能等技術要件検討会での検討等を踏まえ、当該方針の改定を予定しており、今後、各制度所管府省に対し、今年度末を目途として各業務の標準仕様書にその内容を反映するよう依頼。

1. 本文の構成に関すること

2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること

3. マイナポータルぴったりサービスに関すること

4. 庁内データ連携に関すること

5. 宛名番号に関すること

6. 住登外者宛名番号に関すること

7. 団体内統合宛名番号に関すること

8. 操作権限設定・管理に関すること

9. EUCに関すること

10. 統合収滞納管理に関すること

11. 検索文字入力に関すること

12. 大量印刷に関すること

13. バッチ処理／一括処理に関すること

14. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

15. 文字要件に関すること

16. 金融機関マスタに関すること

17. 住所マスタに関すること

18. バーコード、QRコードに関すること

19. 引越しOSSに関すること

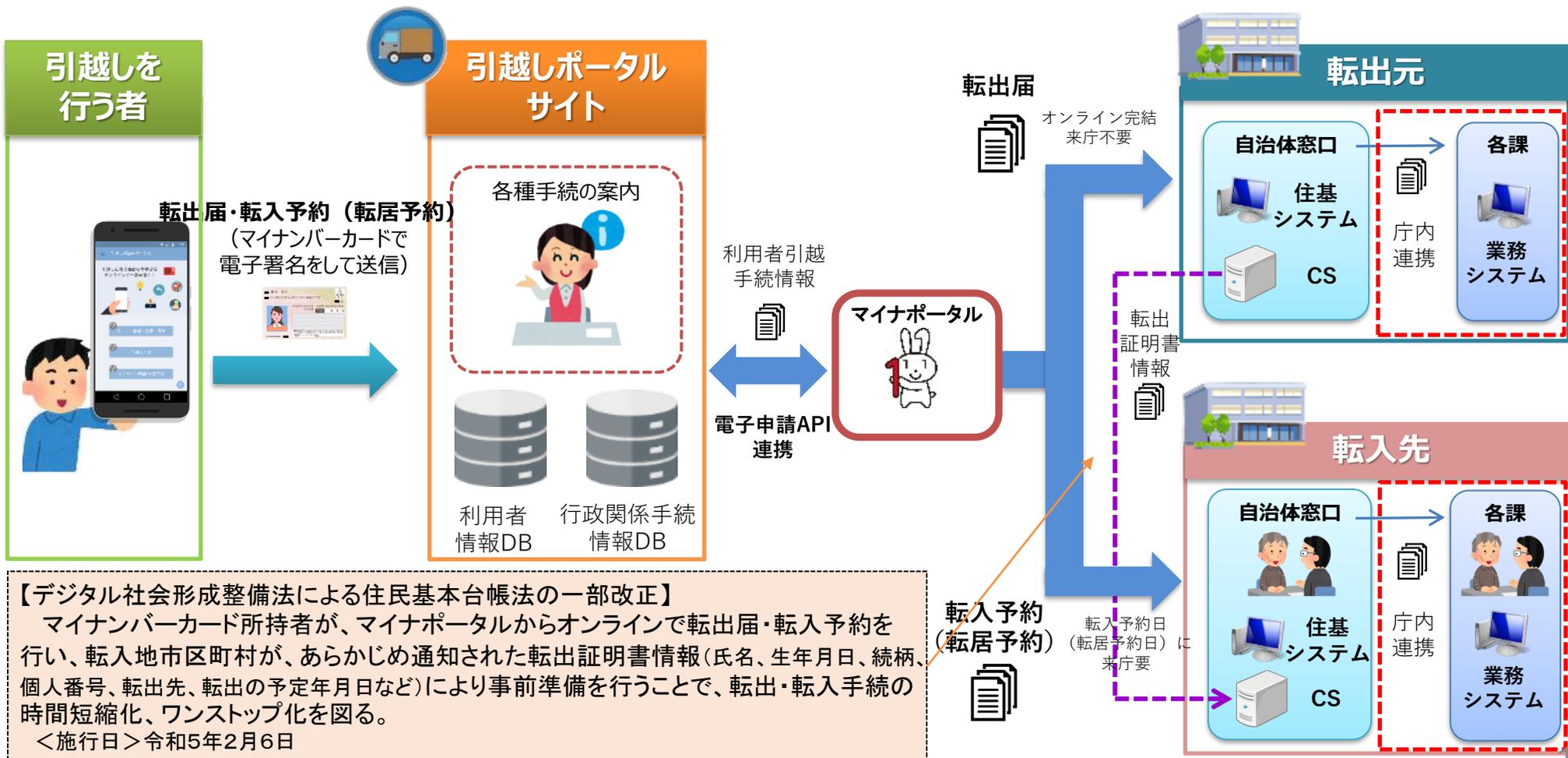
20. 公的給付支給等口座に関すること

21. DV等支援措置に関すること

22. 保存期間を経過した情報の削除に関すること（新設）

自治体手続きにおける引越し手続きオンラインサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の削減と待ち時間の縮減を実現。



標準仕様書への反映に向けた調整

- 転入予定者の情報を事前に入手して事前準備が可能となるよう、転出証明書情報や転入予約情報の活用が想定される基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として以下の機能を追加する方向で、デジタル庁において関係府省と調整する。
また、業務フローも当該規定に合わせて修正するよう調整する。
- 以下の機能要件について、実装必須機能として標準仕様書に反映されるよう調整中。

①転入予定者の転出証明書情報の受領機能

転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。）に係る関係する情報を取得できること。

②申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能

マイナポータルぴったりサービスその他汎用電子申請システムを利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により、申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち、事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう）を経由して取得できること。

③転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。

④届出帳票のプレプリント機能

来庁予定者の受入れ事前準備として、転入、転居時の〇〇届出に、転出証明書情報、転入予約情報および転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地方自治体		ガバメントクラウド先行事業 移行計画策定等の移行準備	全20業務の基幹業務システムについて標準準拠システムへの移行		
ベンダ			標準準拠システムの開発	標準準拠システムへの移行作業	
デジタル庁		ガバメントクラウド先行事業 データ要件・連携要件、共通機能等の策定	ガバメントクラウドの調達、提供 ガバメントクラウド実証事業等によるベストプラクティスの横展開	適合確認試験等の実施 データ要件・連携要件、共通機能等に係る制度改正への対応	
制度所管府省	標準化法案提出	標準化基本方針の策定	標準仕様の点検、調整	標準準拠システムへの移行支援 (全国の約34,000システムが対象)	
		標準仕様書の策定 (標準化対象20業務の機能要件)	標準仕様書の改定	標準仕様書に係る制度改正等への対応	

— 參考資料

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

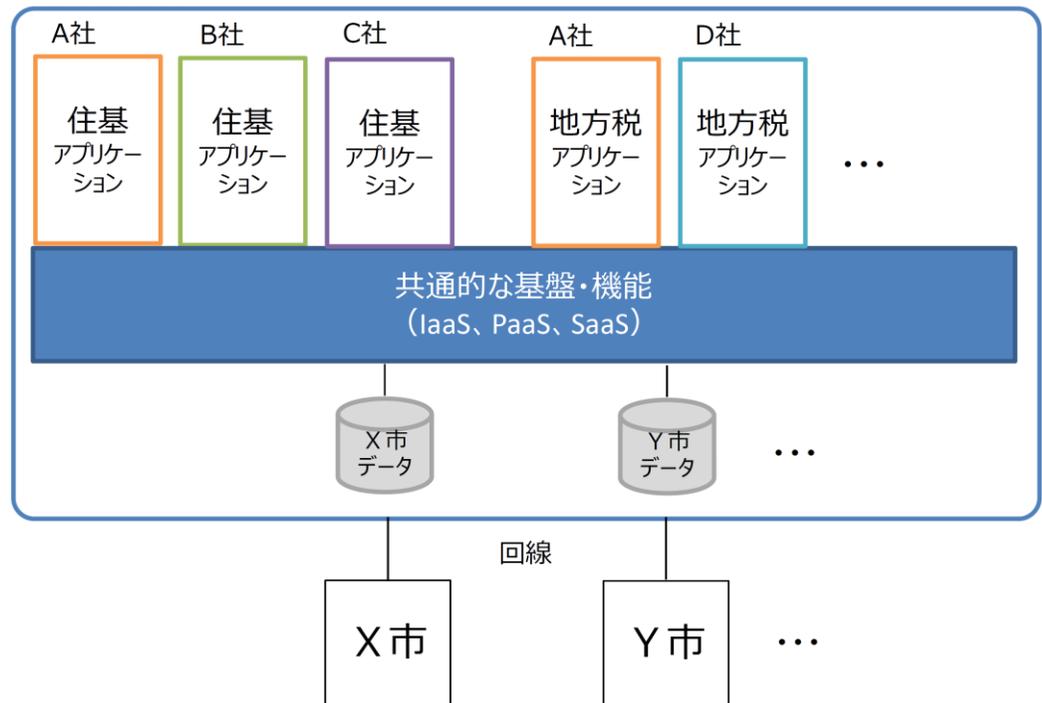
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話をしながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

ガバメントクラウド



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。

住民・企業等
(行政サービスの利用者)



共通的な基盤・機能は、
デジタル庁等が構築・自治体を利用

マイナポータル

申請管理機能

その他共通機能

ガバメントクラウドは、
デジタル庁が調達し、国・自治体を利用

サーバ

ストレージ

その他マネージド
サービス

各業務の標準仕様は国が作成・公表し、
デジタル庁が整備した環境の上に、
各ベンダが標準準拠システムを開発・提供

A社
住基
AP

B社
税
AP

C社
福祉
AP



自治体は、従来、バラバラの仕様で調達していたが、統一・標準化の取組によって、各ベンダが提供する標準準拠システムから、自治体を選択し、調達・利用

X市

Y市

Z町



地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

統一・標準化の意義及び目標

移行期間：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制
（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項
（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項
（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援
（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援
（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 （地方自治体）	先行事業 （標準準拠していないシステム）		移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す、国はそのために必要な支援を積極的に実施）		

文字要件の改定案の概要

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月閣議決定）において、「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」としたところ、**標準準拠システムの開発及び移行について、可能な限り円滑に実施できる環境整備が必要。**
- 2022年（令和4年）8月時点での文字要件においては、「各標準準拠システムが保持するデータの文字セットはJIS X 0213:2012」等とし、戸籍・住記等システムのみ「文字情報基盤として整備された文字セット」を保持するとした上で、他のシステムについても証明書等に記載する氏名等について必要な場合は、「文字情報基盤として整備された文字セット」に変換して表示するとしたところ、**氏名等に係るシステム間の情報連携を実現するための実装上の課題**や、**氏名等について各システムで異なる文字セットを保持することによる地方自治体における運用面の課題**について、移行準備等が進む中、より迅速な解決が必要と認識。
- これらの課題に対応し、全体としてより効率的なシステム構築や運用に資するため、**原則として、各標準準拠システムが保持する文字セットを統一**することとし、文字要件において**所要の改定を行う**とともに、**必要な文字環境の整備を促進**することとした。

文字要件の改定案のポイント

- ① 標準準拠システムが保持する文字セット
- ② 標準準拠システムの運用に必要な文字セット（MJ+）
- ③ 同定マップ及び代替マップ
- ④ 氏名等の情報連携
- ⑤ フォント
- ⑥ 経過措置

MJ+の範囲と運用上必要な文字のイメージ

戸籍ベンダーが
管理する文字



約77.5万文字
法務省の文字情報整備作業で
文字情報基盤に同定できたもの

包摂



文字
情報基盤
(MJ)

約17.2万文字
文字情報基盤に同定
できなかったもの

グループ化



標準準拠システム
の運用上必要な
文字を絞込



MJ+
(MJを拡張した
文字セット)

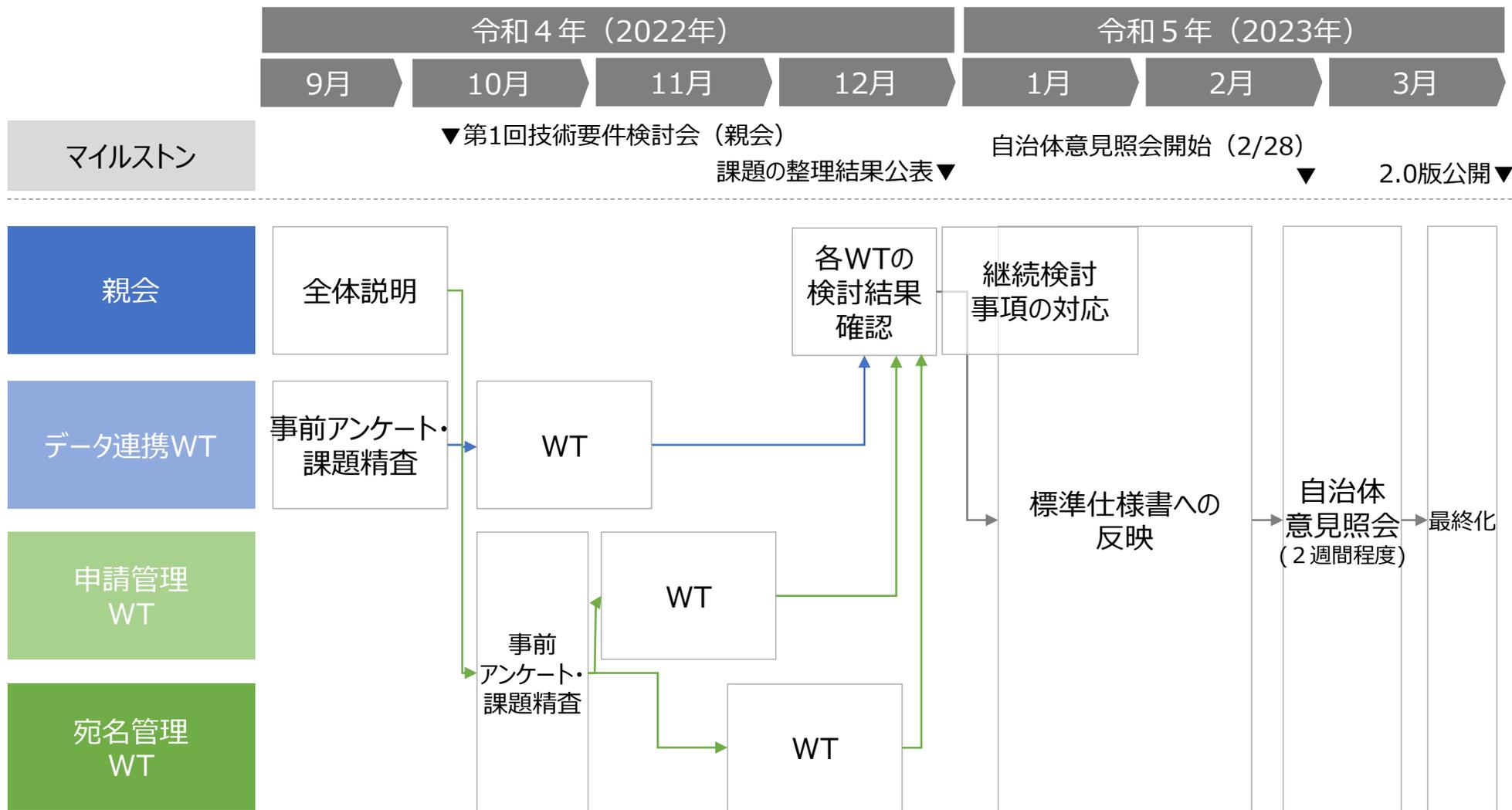
運用上必要な文字(サンプル)

#	字形	コード
1	膏	U+10016D
2	し	U+10021D
3	ダ	U+100A3E

共通機能の改定案について

全体スケジュール

以下のスケジュールで、共通機能等技術要件検討会を開催し、実装・運用における課題等について検討、「共通機能標準仕様書第2.0版案」を作成し、意見照会を行っています。



ワーキングチームでの検討状況（12/23 第2回技術要件検討会）

ワーキングチームで取り扱った主な課題・論点及び検討内容を基にした方針は以下のとおりです。

主な課題・論点

方針

データ連携 WT

- ✓ 庁内データ連携の全体方針のあり方
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携方式（独自IFを許容するか）
- ✓ 移行過渡期の庁内データ連携の取り扱い

- ✓ **庁内データ連携の全体方針をファイル連携を基本とすることに転換**（API連携も必要な部分に絞り維持）
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は、**機能別連携仕様に規定するIFを原則**とし、当該IFにおいて必要な項目を**連携できない場合は、基本データリスト**を用いた連携とすることに見直し
- ✓ 移行過渡期の**ファイル連携は標準化前システム、API連携は標準化後システムで対応**することをベースラインとして示す

申請管理 WT

- ✓ ぴったりサービスのプリセット項目と標準仕様書の管理項目との対応
- ✓ ぴったりサービス～基幹業務システムまでのオンライン申請全体の役割分担
- ✓ 総務省仕様が規定する申請データの連携方式の継続利用の可否
- ✓ 申請処理状況登録APIの取り扱い

- ✓ **プリセット項目と標準仕様書の管理項目の対応付け**を連携要件として規定
- ✓ 各システムの役割分担を明確化し、**オンライン申請全体の運用フローをリファレンスとして提供、申請管理機能の機能要件の規定**
- ✓ **総務省仕様における申請管理-基幹業務システム間の申請データ連携方式3、4を過渡的な対応として許容**
- ✓ 申請処理状況登録APIは**移行支援期間以降の対応とすることを維持**

宛名管理 WT

- ✓ 宛名情報の管理の在り方（宛名情報まで一元管理する）
- ✓ 住民宛名番号を含む宛名番号の一元的な付番及び宛名番号の引き継ぎ
- ✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の一体的な提供

- ✓ 住民・住登外者含めた宛名情報の一元管理を見据えた検討を進めるものの、移行期支援期間中の対応としては、**宛名番号付番のための個人番号、基本4情報のみの管理とすることを維持**
- ✓ **共通機能に住民宛名番号を付番する機能を任意で実装できる規定とし、住登外者の転入時に宛名番号を引き継ぐ運用も可能とする方向**で継続検討
- ✓ 当該2機能を**一体的に提供**する際のリファレンスを提供

継続検討課題に関する検討状況（2/1 第3回技術要件検討会）

データ連携に関する継続検討課題に関する検討状況は以下のとおりです。

継続検討課題

対応方針

データ連携WT

- ✓ 仕様書改定時にかかる並行稼働期間の規定方法（リファレンスでよいか）（1.2.12）

■ 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方：

原則として、改定内容が適用される1年前までに標準仕様書を改定

■ ファイル連携に関する並行稼働の考え方：

並行稼働を想定しない

標準仕様書の改定におけるファイル連携の切り替えにあたっては、新版数に基づく基準省令の施行後、経過措置として旧版数の利用が可能となる期間を、同省令で規定する方向で検討する。なお、同期間内における自治体への新版数に基づくシステム提供のタイミングは、ベンダー間の協議事項とする。

■ API連携に関する並行稼働の考え方：

✓ 並行稼働を許容する版数

最新版とその一つ前の版の並行稼働を可能とする。

なお、法改正に伴う改定など、並行稼働を許容しないケースも存在するため、その考え方を連携要件において示す。

✓ 並行稼働期間

リファレンスとして以下の内容を示す。

並行稼働が可能な期間は、新版数に基づく基準省令の施行後、経過措置として旧版数の利用が可能となる期間を、同省令で規定する方向で検討する。なお、同期間内における自治体への新版数に基づくシステム提供のタイミングは、ベンダー間の協議事項とする。

継続検討課題に関する検討状況（2/1 第3回技術要件検討会）

申請管理に関する継続検討課題に関する検討状況は以下のとおりです。

継続検討課題

対応方針

- ✓ 申請管理機能-基幹業務システム間の連携方式（申請データ照会APIを維持するかファイル連携に転換するか）（2.2.1）

- ✓ **申請管理機能と基幹業務システムの申請データの連携**についても、データ連携の基本的な方針である**ファイル連携で実施**する。
- ✓ 申請データ照会APIをファイル連携とし、必要な要件を追加で規定する。

共通機能等技術要件検討会からの対応方針の変更点

共通機能等技術要件検討会で示した対応方針から変更について、以下のとおりです。

検討経緯・対応方針

1. 住登外者宛名番号等管理機能における個人番号の取り扱いについて

- 番号利用法上、個人番号は同法第9条及び別表に掲げられた事務にのみ利用できることとされていることから、共通機能における宛名番号の付番のために個人番号を利用することができない
- 他方で、個人番号は番号利用法第9条第2項に基づく条例の定めにおいて利用が認められるものの、全国で事務が共通していることが原則である標準化の趣旨に鑑み、条例を前提とした機能は一般的には標準仕様としてなじまないことから、住登外者宛名番号等管理機能における個人番号に関する仕様を削除する

2. 共通機能における住民宛名番号の付番について

- 「1. 住登外者宛名番号等管理機能における個人番号の取り扱いについて」のとおり、個人番号による住登外者の突合は、番号利用法に想定された個人番号を利用又は提供することが可能な事務には当たらない。また、住民基本台帳法上、本人確認情報は、住基法別表に掲げられた事務の目的の範囲内でしか利用することができない。
- そのため、転入時において転入してきた者が住登外者管理されていたことを確認するためには、相対的に確度の低い住登外事務において取得・管理していた基本4情報を利用することになり、誤付番のリスクが高くなることが想定される。また、誤付番された場合、マイナンバーカードの失効を伴うなど、その後の対応の影響が大きい
- このことから、総務省と協議をした結果、転入してきた者について、共通機能において、基本4情報で突合し、住民宛名番号を付番することは困難との判断に至った
- なお、個人番号は番号利用法第9条第2項に基づく条例の定めにおいて利用が認められるものの、条例を前提とした標準オプション機能を規定することは、全国で事務処理が共通していることを原則とする標準化の趣旨に鑑み、条例を前提とした標準オプション機能を規定することは一般的には標準仕様としてなじまないことから、共通機能で住民の宛名番号を一体的に付番する機能は規定しないこととする

共通機能等技術要件検討会からの対応方針の変更点

共通機能等技術要件検討会で示した対応方針から変更について、以下のとおりです。

検討経緯・対応方針

3. ファイル連携におけるオブジェクトストレージの利用について
本要件について、第3回共通機能等技術要件検討会（2月1日開催）以降、事業者より意見を受領したことから、以下の対応方針とする。
- オブジェクトストレージでの連携を基本的な方針として維持
 - ただし、既存システムとの連携等、対応が困難な場合などにおいて、事業者間で調整し、SFTP（公開鍵認証、IPアドレス制限）による連携も許容する
※ SFTPを採用する場合におけるフォルダ命名規則等の詳細技術仕様は、この度の改定案には含めていませんが、第1.0版にてお示した内容を基に、第2.0版において規定する予定です。
 - 基幹業務システムと連携する外部システムについても、ガバメントクラウド（オブジェクトストレージ）での連携に対応できるようデジタル庁より呼びかけを行う。（切替時期については別途検討）

共通機能標準仕様書第1.0版からの主な修正点

共通機能標準仕様書第1.0版からの主な修正について、以下のとおりです。

主な修正点

1. オンライン申請における各システムの役割を整理し、申請管理機能について機能要件を定め、項目定義書を新規作成しました
2. 新たに統合収納管理機能・統合滞納管理機能を共通機能として位置づけました
3. 独自施策システム等IDを定義しました
※当該IDについては、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針（デジタル庁 令和4年8月30日）」にて規定する独自施策IDが廃止予定のため、共通機能標準仕様書にて改めて規定するものです
4. 庁内データ連携においてファイル連携を基本とする方針となったことから、申請管理機能及び団体内統合宛名機能に関するAPI仕様書を削除しました。また、「API仕様書_標準様式」及び「API連携に関する詳細技術仕様書」を削除しました
5. 「住登外者候補者抽出API仕様書」の名称を変更しました
※「住登外者候補者抽出API仕様書」→「住登外者宛名基本情報照会API仕様書」

上記の修正のほか、共通機能等技術要件検討会等でいただいたご意見をもとに修正しております。各仕様書の新旧対照表及び見え消し版にて、ご確認をお願い致します。

参考：オブジェクトストレージを利用したファイル連携

ファイル連携の方式について、以下のとおり検討しています。

[実装必須]

- ファイルの格納場所はオブジェクトストレージとし、基本的にファイル提供元システムへ作成する(ファイル提供元・提供先で調整のうえ、提供先へ作成することも妨げない)
⇒マネージドサービスを利用することでファイル操作をトリガーとした処理を行うことができるため、ファイル連携を起点としたリアルタイム処理が可能
- ファイルへのアクセスは、オブジェクトストレージが提供するツール(API等)を利用する
⇒エラーの内容がツールのレスポンスに含まれるため原因を特定しやすい

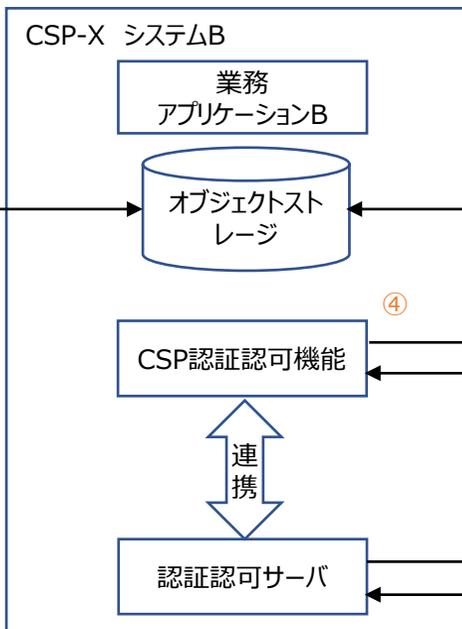
[ガバメントクラウドの場合、実装必須]

- 同一CSP間でファイル連携を行う場合、オブジェクトストレージへアクセスする際の認証認可は、CSPの認証認可機能(AWSの場合IAM)を利用する
⇒マネージドサービスで認証認可を一元管理することで実装や管理がしやすい
- 異なるCSP間でファイル連携を行う場合、API連携で利用する認証認可サーバをIdPとし、CSPの認証認可機能と連携(フェデレーション)させ、IdPでオブジェクトストレージの認証を行う⇒API連携の認証認可サーバを共有することで実装や管理がしやすい

同一CSP間でファイル連携を行う場合



① オブジェクトストレージへアクセス



他CSP、オンプレミスとファイル連携を行う場合

- ① アクセストークンの要求
- ② アクセストークンの発行
- ③ 一時的なクレデンシャルの要求
- ④ 一時的なクレデンシャルの発行
- ⑤ オブジェクトストレージへアクセス



— **統合収滞納管理の整理について**

統合収滞納管理の帳票要件の整理について

○ 関係府省のご意見を踏まえ、帳票様式について以下の通り規定を行い、全国意見照会を発出しております。

■ 統合収納管理

納付書の帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書（収納管理）における「帳票ID:0140129 納付書」を基準帳票とする。また、以下の点については統一様式の採用のために、レイアウトの修正を可能とする。

- ・税務特有の項目名について、他賦課業務に適する項目名に変更を可能とする（例：税目→科目、納税義務者→納付義務者 等）
- ・税以外の業務において業務固有の項目の出力が必要な場合は、汎用的な欄を追加し、出力することを可能とする（例：被保険者番号 等）
- ・QRコードについては、税業務のみの出力とすること

■ 統合滞納管理

滞納管理の帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書（滞納管理）を基準帳票とする。また、以下の点については統一様式の採用のために、レイアウトの修正を可能とする。

- ・税務特有の項目名について、他賦課業務に適する項目名に変更を可能とする（例：税目→科目 等）
- ・税以外の業務において業務固有の項目の出力が必要な場合は、汎用的な欄を追加し、出力することを可能とする（例：被保険者番号 等）

統合収納管理の連携要件の整理について

○ 各賦課業務システムと統合収納管理及び統合滞納管理の連携について、以下のように規定しております。

■ 統合収納管理 Input

各賦課業務システムと連携し、以下の情報の取込ができること。

- ・賦課（課税）データ
- ・充配当データ（充当額、充当先の業務データ（科目、期別、金額等）等）
- ・異動情報（処分情報・執行停止情報・猶予情報・不納欠損情報等）
- ・各賦課業務システムの滞納管理機能で変更した納期限
- ・各賦課業務システムの滞納管理機能で設定した納付書発行にかかる指定期限
- ・各賦課業務システムの滞納管理機能で設定した延滞金減免
- ・納付書発行情報
- ・納付済通知書を一意に特定する番号
- ・各賦課業務システムで設定した抑止情報（処理注意情報、特別事情等）
- ・住登外者情報

■ 統合収納管理 Output

各賦課業務システムへ以下の情報を連携できること。

- ・異動情報（調定情報・納付情報・延滞金等）
- ・督促発布履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴・督促停止情報
- ・宛名情報（納税（代納）管理人、口座情報、送付先情報、電話番号）
- ・延滞金情報
- ・統合収納管理機能で設定した処理注意情報

統合収納管理の連携要件の整理について

○ 各賦課業務システムと統合収納管理及び統合滞納管理の連携について、以下のように規定しております。

■ 統合滞納管理 Input

各賦課業務システムと連携し、以下の情報の取込ができること。

- ・異動情報（調定情報・納付情報・延滞金等）
- ・賦課情報
- ・当初納通発行履歴
- ・督促発布履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴
- ・宛名情報（納税（代納）管理人、口座情報、送付先情報、電話番号）
- ・延滞金情報
- ・各賦課業務システムで設定した抑止情報（処理注意情報、特別事情等）
- ・法定納期限等
- ・住登外者情報

■ 統合滞納管理 Output

各賦課業務システムへ以下の情報を連携できること。

- ・充配当データ（充当額、充当先の業務データ（科目、期別、金額等）等）
- ・異動情報(処分情報・執行停止情報・猶予情報・不納欠損情報等)
- ・統合滞納管理機能で変更した納期限
- ・統合滞納管理機能で設定した納付書発行にかかる指定期限
- ・統合滞納管理機能で設定した延滞金減免
- ・納付書発行情報
- ・納付済通知書を一意に特定する番号
- ・統合滞納管理機能で設定した処理注意情報

⇒ 全国意見照会の結果も踏まえ、必要な修正等を行う予定。

統合収納管理の連携要件の整理について

○ 各賦課業務システムの機能要件に、以下のような記載をお願いしたいと考えています。

■ 各賦課業務システム 機能要件

統合収納管理及び統合滞納管理と各種情報を提供・照会できること。

(要件の考え方・理由)

機能要件の詳細は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能及び統合滞納管理機能に従う。

連携項目の詳細は、デジタル庁が策定する機能別連携仕様に従う。

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の 公募概要について

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要①

- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体を公募する。
- 標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業に係るガバメントクラウド利用料及びガバメントクラウド接続サービス費用について、国が負担することとする。

【事業の概要】

対象団体：検証に協力を希望する地方公共団体のうち、令和5年4月～6月の間にガバメントクラウドを利用開始希望する地方公共団体

※ 令和5年度の本事業については、地方公共団体のガバメントクラウド利用開始希望時期に応じて複数回の公募を想定している。

対象業務システム：①標準準拠システム ②関連システム

検証内容：地方公共団体が対象業務をガバメントクラウドにリフト又はシフトし、問題無く移行できることを検証

検証項目：①課金モデルの検証 ②共同利用方式への展開検証

③移行期間の短縮のための検証 ④標準準拠システムの効率的な運用によるコスト検証

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要②

【応募要件】

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）」、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」、及びデジタル庁が令和4年12月13日に発出した事務連絡「ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料等の提供について」の別紙2「R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請／アカウント申請」の内容を理解していること。
- (2) 応募前に、本事業についてデジタル庁とヒアリング会議を実施するなどして、十分に本事業内容を理解していること。
- (3) デジタル庁と連携を密にし、検証に協力すること。
- (4) 本事業は「第2 1. (4) 検証項目」の検証を行うことを目的として、「第3.1. (2) 応募に必要な資料」に示すガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書に基づいて実施するものであり、採択団体の情報システムガバメントクラウド上に構築されたものを含む。の運用については当該採択団体が一義的に責任を有していることを了承すること。
- (5) 連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pと予め協議・調整の上、業務システムを指定し、応募すること。なお、応募に当たっては、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pに予め本公募要項の記載内容を理解させた上で行うこと。応募の際に、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pが未定である場合は、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pを決定する期限を定めて応募することができるが、別途デジタル庁に詳細を確認すること。
- (6) 採択された際には、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書が公開されることに了承すること。なお、個人情報、ガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pのノウハウ、セキュリティに関する部分等について、一部情報を削除・修正する必要がある場合は、該当箇所及び削除・修正理由を明記したうえで、削除・修正した資料も併せて提出すること。
- (7) その他
 - ・デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を実施する必要があるため、デジタル庁の求めに応じて、受け入れること

【採択団体数】

採択団体数は、応募状況と予算規模に鑑み決定することとする。本事業は多くの団体による検証実施が効果的と考えるため、「第3 2. (2) 選定のポイント」を満足する団体を幅広く採択する想定である。

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要③

第3 2. (2) 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

① 公募内容に対する適切性・効果

応募内容が本事業の趣旨・内容に合致し、それに応じた効果が見込めるか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑤⑥）

②事業の実現性

ア. 本事業後の標準準拠システムへの移行計画も含め、事業として確実な実施・運営が見込める内容となっているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑤）

イ. 本事業における作業内容及びスケジュールが適切に検討されており合理的な内容となっているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑧）

③遂行能力

ア. 本事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑧）

イ. 本事業を実施するため、（複数の団体と共同で応募する場合）団体、ガバメントクラウド運用管理補助者及びA S Pとの連携・協力体制が構築できているか。（「第3 1. (2) 応募に必要な資料」の⑧）

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要④

【報告及び評価】

事業の終了後、採択団体はデジタル庁に対して成果報告書を提出

【事業スケジュール（予定含む）】

令和5年1月6日：第一回公募要項発出

令和5年2月3日：応募資料提出締切

令和5年2月下旬：採択団体決定

令和5年4月：令和5年度本事業開始

令和6年3月：成果報告書提出、令和5年度本事業終了

【問合せ先・応募資料提出先】

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の採択結果

令和5年2月24日に第1回公募の応募団体8団体を採択。

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業
採択団体一覧

公募回次	団体名	都道府県
第一回	旭川市	北海道
	南相馬市	福島県
	昭島市	東京都
	町田市	東京都
	豊橋市	愛知県
	京都市	京都府
	茨木市	大阪府
	筑前町	福岡県

参照 : <https://www.digital.go.jp/news/f776df1b-6cf9-44cf-9c10-8c29026c3ae1/>